

技術ライセンスに関連するEU競争法

中 所 昌 司*

抄 録 技術ライセンス契約がEU競争法上、問題となる場合がある。そこで本稿では、ライセンス契約に係る具体的な事案の検討の前提となる、EU競争法の法令・ガイドラインの基本的な枠組みを紹介する。技術ライセンスに関連するEU競争法については、とりわけ、①欧州連合の機能に関する条約（TFEU）、②技術移転に関する一括適用除外規則（TTBER）、③技術移転契約ガイドラインの3つが重要である。

枠組みの理解としては、TTBERの一括適用除外を受けるためには、TTBER 3条の市場シェアの上限以下であることは必要条件であって十分条件ではないことや、市場シェアの上限を超えても、直ちに違法になるわけではなく、TFEU101条1項及び3項の該当性を検討する必要があることなどが重要である。また、TTBER 4条のハードコア制限に該当すると一括適用除外を受けることはできず、違法となる可能性が高いので、競争事業者・非競争事業者のそれぞれのハードコア制限は避けるようにすべきである。

目 次

1. はじめに
2. 技術ライセンスに関連するEU競争法の法令等
 2. 1 欧州連合の機能に関する条約（TFEU）
 2. 2 技術移転に関する一括適用除外規則（TTBER）
 2. 3 技術移転契約ガイドライン
 2. 4 その他の規則・ガイドライン等
3. TTBERの内容
 3. 1 TTBERの条文構造
 3. 2 TTBER 1条の定義
 3. 3 TTBER 4条のハードコア制限
 3. 4 TTBER 5条の制限（TTBER 2条の一括適用除外の対象外）
4. おわりに

1. はじめに

日本の独占禁止法21条には、「この法律の規定は、著作権法、特許法、実用新案法、意匠法又は商標法による権利の行使と認められる行為にはこれを適用しない。」と規定されている。

しかしながら、「そもそも権利の行使とはみられない行為」及び「権利の行使とみられる行為であっても、知的財産制度の趣旨を逸脱し、又は同制度の目的に反すると認められる場合」は、上記の独占禁止法21条の「権利の行使と認められる行為」にはあらず、独占禁止法が適用される¹⁾。したがって、ライセンス契約が、日本の独占禁止法上、問題となる場合がある。

EUにおいても、同様に、ライセンス契約が競争法²⁾上、問題となる場合がある。EU競争法の基本的な考え方は、日本の独占禁止法と共通するところも多いが、異なる点もある³⁾。そして当然、具体的な事案の検討に当たっては、EUの法令・ガイドラインによることになる。

そこで、本稿では、ライセンス契約に係る具体的な事案の検討の前提となる、EU競争法の法令・ガイドラインの基本的な枠組みを紹介

* 弁護士（日本・カリフォルニア州）・弁理士（日本）
Masashi CHUSHO

介することとしたい。

2. 技術ライセンスに関連するEU競争法の法令等

技術ライセンスに関連するEU競争法については、①「欧州連合の機能に関する条約」(以下、「TFEU」)、②「技術移転契約のカテゴリーに対するTFEU101条3項の適用に関する2014年3月21日付け欧州委員会規則316/2014」(技術移転に関する一括適用除外規則。以下、「TTBER」)、③「技術移転契約に対するTFEU101条の適用に関するガイドライン」(OJ[2014]C 89/03)(以下、「技術移転契約ガイドライン」)の3つが重要である。

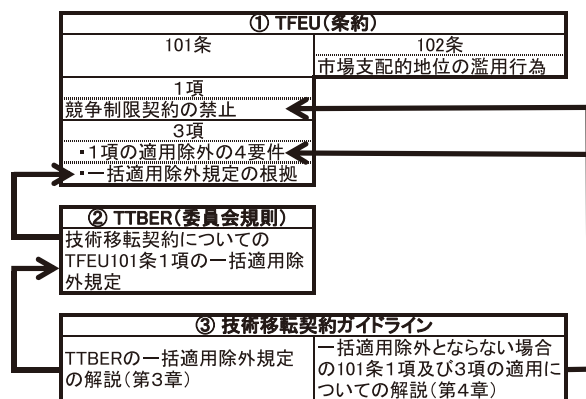


図1 TFEU, TTBER及び技術移転契約ガイドラインの関係のイメージ図

2.1 欧州連合の機能に関する条約(TFEU)

(1) TFEU101条1項

このうち、TFEUの101条1項は、加盟国間の取引に影響し得る契約等で、EU域内市場の競争を妨害、制限又は歪曲する目的又は効果を有するものを禁止している。禁止される行為の具体例として、価格等の取引条件を固定する行為、生産・市場・開発等を制限する行為などが挙げられている((a)~(e)号)。しかし、これらはあくまで例示に過ぎず、具体的にいかなる行為がTFEU101条1項で禁止されるかは、TFEU101

条1項の文言のみからは明確ではない。

(2) TFEU101条3項

TFEU101条3項により、次の4要件を全て満たす場合には、1項が適用されない。すなわち、4要件とは、契約が、①製品の生産・流通の向上、又は技術的・経済的進歩の促進に貢献すること、②消費者にも利益があること、③制限が目的達成のために不可欠なものであること、④製品の主要な部分についての競争を排除するおそれがないこと、である。

TFEU101条1項の競争法違反についての証明責任は、競争当局や契約無効を主張する当事者が負うのに対して、TFEU101条3項の4要件の証明責任は、契約の有効性を主張する事業者の側が負う⁴⁾。

個別の契約について上記4要件の充足が証明されなくても、TTBERなどの一括適用除外規則の条件を満たす場合には、TFEU101条3項により、同条1項は適用されなくなる⁵⁾。

(3) TFEU102条

また、TFEU102条は、市場支配的地位の濫用行為を禁止している。ライセンス拒絶や不当なライセンス条件の場合には、TFEU102条の問題が生じることがあり得るが^{6), 7)}、本稿では、以下、TFEU101条を中心に説明する。

2.2 技術移転に関する一括適用除外規則(TTBER)

TTBERは、欧州委員会が制定した一括適用除外規則のうちの1つである。このTTBERの条件を満たして一括適用除外の対象となる場合には、TFEU101条1項の適用はないので、TFEU101条3項の4要件の充足性を検討する必要はないし、そもそもTFEU101条1項に該当するか否かについても検討する必要がなくなる。

このTTBERについては、本稿3章でより詳

しく説明する。

2. 3 技術移転契約ガイドライン

技術移転契約ガイドラインは、①TTBERの適用、及び、②TTBERの範囲外の技術移転契約に対するTFEU101条の適用についてのガイダンスを提供することを目的としている（2項）。もっとも、技術移転契約ガイドラインは、裁判所の解釈を拘束するものではない（4項）。

本稿3章では、TTBERの内容について解説し、適宜技術移転契約ガイドラインも参照した。技術移転契約ガイドラインには、本稿で参照した内容以外にも、TTBERの解釈について重要な記載が多くあるので、個別の事案においてTTBERの適用について検討する際には、技術移転契約ガイドラインの対応箇所を必ず確認すべきである。

また、本稿では詳しく触れられないが、前述のように、技術移転契約ガイドライン（4章）には、②TTBERの範囲外の技術移転契約に対するTFEU101条の適用についても、重要な記載がある⁸⁾。これについても、個別の事案の検討の際には、参照すべきである。

2. 4 その他の規則・ガイドライン等

技術ライセンス契約とEU競争法については、上記の他にも、以下の規則・ガイドライン等が関係し得る。

(1) 競争法の施行に関する2002年12月16日 付け理事会規則1/2003

TFEU101条及び102条に関する手続的な面については、理事会規則1/2003に規定がある。

(2) TFEU101条3項の適用に関するガイド ライン (OJ [2004] C 101/97)

TTBER2条の一括適用除外を受けることができない場合には、TFEU101条3項の4要件

の充足性を個別に検討する必要がある。この場合には、TFEU101条3項の適用に関するガイドライン (OJ [2004] C 101/97) が参考になる。

(3) 垂直的な契約及び協調行為のカテゴリー に対するTFEU101条3項の適用に関する 2010年4月20日付け欧州委員会規則 330/2010

ライセンス契約には、2段階以上の取引段階に関する条件が規定されることがある。たとえば、ライセンシーが特定の流通システムを構築すべきことや、ライセンシーが製品の再販売業者に対して特定の義務を課すべきことなどが、規定されることがある。このような流通過程についての条件については、垂直契約に関する委員会規則330/2010も考慮する必要がある。この規則は、TFEU101条1項の一括適用除外を定めている。また、この場合、「垂直制限についてのガイドライン」(OJ [2010] C 130/1) も関連し得る。

(4) 研究開発契約のカテゴリーに対する TFEU101条3項の適用に関する2010年12 月14日付け欧州委員会規則1217/2010

共同研究開発に関連するライセンスについては、委員会規則1217/2010が適用される。この規則も、TFEU101条1項の一括適用除外を定めている。

(5) 専門化契約のカテゴリーに対するTFEU 101条3項の適用に関する2010年12月14 日付け欧州委員会規則1218/2010

水平的関係にある事業者が製品の製造を中止して、他の事業者から購入する場合などの「専門化契約」の場合には、委員会規則1218/2010を考慮する必要がある。この規則も、TFEU101条1項の一括適用除外を定めている。

(6) TFEU101条及び102条の加盟国間の取引への影響についてのガイドライン (OJ [2004] C 101/81) 及びDe Minimis通知 (OJ [2014] C 291/1)

TTBER 2条の一括適用除外を受けることができない場合には、TFEU101条1項該当性を個別に検討する必要がある。TFEU101条1項には、条文の文言上の要件のほか、de minimis原則の要件がある。すなわち、形式的にはTFEU101条1項にあたる場合であっても、加盟国間の取引又は競争に相当の影響がない場合には、判例上、違法とならないとされている。このde minimis原則に関して、欧州委員会から、TFEU101条及び102条の加盟国間の取引への影響についてのガイドライン (OJ [2004] C 101/81) 及びDe Minimis通知 (OJ [2014] C 291/1) が公開されている⁹⁾。

(7) EU加盟国の国内法

理事会規則1/2003の3条2項により、「加盟国間の取引に影響し得る」契約については、加盟国の国内法をTFEU101条よりも厳しくしてはならない。また、EU法上位の原則により、TFEU101条、102条で禁止される契約や濫用行為は、国内法で許容されてはならない (TFEU101条3項の適用に関するガイドライン14項)。したがって、加盟国間の取引に影響し得る契約については、原則としてTFEU101条を検討すれば足りる。

ただし、単独行為については、TFEU102条よりも国内法で厳しく制限することが認められる。また、「加盟国間の取引に影響し得る」の要件を欠く場合にも、TFEUより厳しい国内法が適用され得るので、必要に応じて検討が必要である¹⁰⁾。

3. TTBERの内容

3. 1 TTBERの条文構造

TTBERは、前文及び1～11条からなる。

(1) TTBER前文

前文は19項からなり、本文の各条項の解釈の際に参考にされうる。

前文4項には、「技術移転契約は、技術に関する権利のライセンスに関するものである。そのような契約は、研究開発の重複を減らし、最初の研究開発のインセンティブとなり、漸進的なイノベーション及びその普及を促進し、製品市場での競争を生じさせることができるものであるため、通常は、経済効率を向上し、競争促進的である。」と記載されている。すなわち、技術ライセンス契約が通常は競争促進的なものであることが明記されている¹¹⁾。

(2) TTBER 1条 (定義規定)

TTBER 1条は、定義規定である。特に重要な定義については、本稿3. 2節で紹介する。

(3) TTBER 2条 (一括適用除外)

TTBER 2条1項は、「TFEU101条3項に従い、本規則の規定の条件の下、TFEU101条1項は、技術移転契約には適用されない。」と規定する。したがって、このTTBER 2条1項により、TTBER 3条の市場シェア上限の条件を満たし、TTBER 4条及び5条に規定の条項を有しない技術移転契約は、原則としてTFEU101条1項の適用から除外される (一括適用除外)。

(4) TTBER 3条 (市場シェアの上限)

TTBER 3条は、TTBER 2条の一括適用除外を受けるための市場シェアの上限を規定する。

すなわち、競争事業者間の契約については、関連市場での両当事者の市場シェアの合計が20%以下の場合に限り、TTBER 2条の一括適用除外を受けることができる。

また、非競争事業者間の契約については、関連市場での各当事者の市場シェアが30%以下の場合に限り、TTBER 2条の一括適用除外を受けることができる。

この市場シェアの上限値を「セーフ・ハーバー」と呼ぶことがあるが、その意義については誤解しないように注意する必要がある。すなわち、市場シェアが上限値以下であっても、一括適用除外の対象となるためには、更に、TTBER 4条のハードコア制限を有しないことや、TTBER 5条に列挙される制限ではないことも必要である。また、この市場シェアの上限値を超える場合でも違法になるとは限らず、個別に検討の上、TFEU101条1項に該当し、かつ、TFEU101条3項に当たらない場合にのみ、違法になる。

市場シェアの上限値以下であるか否かを判定するためには、関連市場を画定し、その中での市場シェアを算出し、また、当事者が競争事業者であるか否かも判断する必要がある。「競争事業者」の定義はTTBER 1条1項(n)号にある(本稿3. 2節参照)。

なお、本節(8)項で後述するように、TTBER 8条には、市場シェアの計算方法が規定されている。

(5) TTBER 4条 (ハードコア制限)

TTBER 4条は、ハードコア制限を列挙する。契約がハードコア制限を有する場合、ハードコア制限の条項以外の条項も含めて、当該契約全体が、一括適用除外の対象ではなくなり、個別にTFEU101条1項及び3項の該当性について、検討する必要がある。ハードコア制限については、本稿3. 3節で更に解説する。

(6) TTBER 5条 (一括適用除外の対象外となる契約条項)

TTBER 5条は、TTBER 2条の一括適用除外の対象外となる契約条項を列挙する。すなわち、技術移転契約の独占的グラントバック条項、不競争条項等については、一括適用除外の対象ではなくなり、個別にTFEU101条1項及び3項の該当性について、検討する必要がある。TTBER 4条のハードコア制限の場合(契約全体が一括適用除外の対象ではなくなる)と異なり、このTTBER 5条に該当する契約条項の場合には、当該契約のその他の条項については、一括適用除外を受けることができる。

上記のTTBER 2条～5条の関係は非常に重要である。参考までに、この関係のイメージ図の一例を図2に示す¹²⁾。

(7) TTBER 6条及び7条 (一括適用除外の撤回等)

TTBER 6条は、TFEU101条3項に抵触する効果を有する場合には、欧州委員会及び加盟国の競争当局が個別の契約についてTTBERの一括適用除外を撤回することができる旨を定める。

また、TTBER 7条は、類似の技術移転契約の並行的なネットワークが関連市場の50%以上を占める場合に、特定の制限を有する契約についてはTTBERが適用されない旨、欧州委員会が規則を制定することができる旨を定める。

ただし、これまでに上記の6条及び7条が適用されたことはないようである。

(8) TTBER 8条 (市場シェアの計算方法等)

TTBER 8条は、TTBER 3条の市場シェアの計算方法等について定める。

TTBER 8条(a)号は、市場シェアは、原則として販売額に基づいて計算すべきとする。販売額が明らかではない場合には、販売数量等のデータからの推測値を用いることができる。

本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

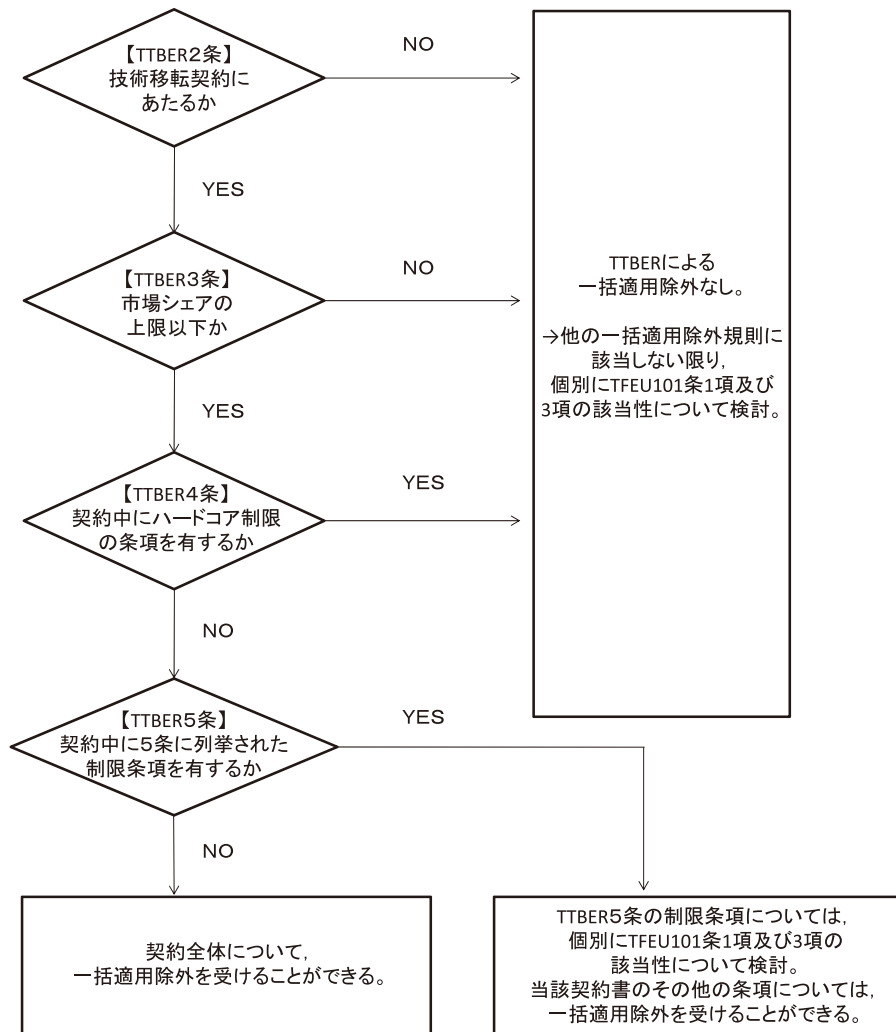


図2 TTBER2条～5条の関係のイメージ図

(9) TTBER 9条 (他の一括除外規則との関係)

TTBER 9条は、研究開発契約におけるライセンスについては前述の欧州委員会規則1217/2010が適用され、専門化契約におけるライセンスについては前述の欧州委員会規則1218/2010が適用されるため、TTBERは適用されない旨、規定する¹³⁾。

(10) TTBER 10条及び11条 (有効期間等)

TTBER 10条は、このTTBERの発効日より前の契約についての経過規定である。

TTBER 11条は、このTTBERの有効期間が2014年5月1日から2026年4月30日であることを定める。

3. 2 TTBER 1条の定義

TTBER 1条に規定されている定義のうち、表1のものが特に重要である¹⁴⁾。

表1 TTBER 1条の主要な定義

| | |
|---|--|
| 「技術権利」 (technology rights) | 特許権、実用新案権、意匠権、回路配置利用権、育成者権、ソフトウェアの著作権、ノウハウ等。 |
| 「技術移転契約」 (technology transfer agreement) | ライセンシー及び／又はその下請業者が契約製品を製造するために、2つの事業者間で締結される技術権利のライセンス契約等 ¹⁵⁾ 。 |

| | |
|--|---|
| 「双方向的契約」 (reciprocal agreement) | 2つの事業者が、相互に、競合する技術についてのライセンスを付与し合う技術移転契約等。 |
| 「非双方向的契約」 (non-reciprocal agreement) | 一方の事業者が他方の事業者にライセンスする場合、又は、2つの事業者が、相互に、競合しない技術についてのライセンスを付与し合う場合の技術移転契約。 |
| 「契約製品」 (contract product) | ライセンスされた技術権利に基づいて製造される製品。 |
| 「ノウハウ」 (know-how) | 経験と実験によって得られた実用的な情報のパッケージであって、秘密性 (secret)、重要性 (substantial、契約製品の製造に重要かつ有用であること) 及び特定性 (identified) を有するもの。 |
| 「関連製品市場」 (relevant product market) | 契約製品及びその代替物の市場をいう。代替物は、製品の性質・価格・使用目的の見地から、買主にとって交換・代替可能な全ての製品である。 |
| 「関連技術市場」 (relevant technology market) | ライセンス対象の技術権利及びその代替物の市場。代替物は、技術権利の性質・ロイヤルティ・使用目的の見地から、ライセンシーにとって交換・代替可能な全ての技術権利である。 |
| 「関連地域市場」 (relevant geographic market) | 事業者が、製品を供給・需要し、又は技術権利をライセンスする地域であって、その内部では競争条件が十分に均質的であり、周辺地域とは競争条件の顕著な相違により区別可能なもの。 |
| 「関連市場」 (relevant market) | 関連製品市場又は関連技術市場と、関連地域市場とを組み合わせたもの。 |
| 「競争事業者」 (competing undertakings) | 関連市場で競争する事業者。競争事業者には、(i) 技術権利がライセンスされる関連市場での競争事業者と、(ii) 契約製品が販売される関連市場での競争事業者とがある。 (i) の技術権利の競争事業者は、競合する技術権利を外部にライセンスする事業者 (現実の競争事業者) である。 |

| | |
|--|---|
| | (ii) の契約製品の競争事業者には、(ii-1) 当該技術移転契約がなくても、両者とも当該契約製品の関連市場に参加して活動するであろう場合 (現実の競争事業者) と、(ii-2) 当該技術移転契約がなくても、少額であるが持続的な価格上昇があった場合にはこれに対応して、短期間 ¹⁶⁾ の内に、必要な追加投資や切替コストを負担して、関連市場に参入するであろう場合 (潜在的競争事業者) とがある ¹⁷⁾ 。 |
| 「選択的流通システム」 (selective distribution system) | ライセンサーは、特定の基準に基づいて選択したライセンシーのみに対して、契約製品の製造をライセンスし、他方、ライセンシーは、当該システムの対象地域内では、認定を受けていない業者に対しては契約製品を販売しない、流通システム。 |
| 「排他的地域」 (exclusive territory) | 当該地域内では、1事業者のみが契約製品の製造を許されているが、ただし、特定の顧客への代替的供給源とするためであれば、他のライセンシーに対しても、当該地域内で契約製品の製造がライセンスされ得る地域。 |
| 「排他的顧客グループ」 (exclusive customer group) | 技術移転契約の一方当事者のみが、契約製品を積極的に販売することが許される、顧客グループ。 |

3. 3 TTBER 4条のハードコア制限

TTBER 4条1項には、競争事業者間の契約におけるハードコア制限が列挙され、2項には非競争事業者間のハードコア制限が列挙されている。3項には、契約締結後に当事者が競争事業者になった場合でも、契約締結時に非競争事業者であれば、原則として、契約期間中は2項が適用される旨規定されている。

(1) 競争事業者間のハードコア制限

TTBER 4条1項の (a)号～(d)号に、競争

事業者間のハードコア制限が列挙されている。これらのハードコア制限を有する技術移転契約については、当該契約全体について、TTBER 2条による、TFEU101条1項の一括適用除外を受けることができない。そのため、個別にTFEU101条1項及び3項の該当性について検討する必要がある¹⁸⁾。ただし、TTBER 4条1項(c)号には、その例外として(i)～(iv)の制限が列挙されていて、この(i)～(iv)の制限は、ハードコア制限ではないので、TTBER 2条の一括適用除外を受けることができる。また、この(i)～(iv)についても色々と条件が付いているので、その該当性については慎重な検討が必要である。これらの適用関係のイメージ図が、図3である(TTBER 4条2項の条文構造も概ね同様である)。

1) 価格制限

TTBER 4条1項(a)号は、契約当事者が第三者に製品を販売するときの価格に対する制限を、ハードコア制限として挙げる¹⁹⁾。TTBER 4条1項(a)号の文言は(a)～(d)号の中で最もシンプルではあるが、この(a)号の射程範囲は広いので、技術移転契約ガイドラインの記載にも注意する必要がある。

価格制限の態様が、固定価格、最低価格、最

高価格、又は推奨価格のいずれであるかは重要ではない(技術移転契約ガイドライン99項)。

製品の売上げに基づいてランニング・ロイヤルティが計算される場合には、当該ロイヤルティは限界費用に影響し、結果的に製品価格に転嫁される。そこで、クロスライセンス契約において相互にロイヤルティを支払う場合、当該ライセンスが、全く競争促進効果のないものであれば、カルテルの隠れ蓑にすぎないとされ得る(100項)。

ライセンス技術の使用の有無にかかわらず全ての製品販売額(量)に基づいてロイヤルティが計算される場合も、(a)号に該当するとされる。このような場合には、(d)号にも該当する²⁰⁾。このような契約は、ライセンシー自身の代替技術を使用するコストを上昇させ、競争を阻害するためである(101項)。ただし、ライセンス技術の使用の有無が最終製品からは確認できないために、他の計算方法を採用することが難しい場合などには、許容される(102項)。

2) 製造・販売量制限

TTBER 4条1項(b)号は、製造・販売量の制限をハードコア制限として挙げる²¹⁾。ただし、非双方向的契約においてライセンシーに制限が課される場合と、双方向的契約において一方のライ

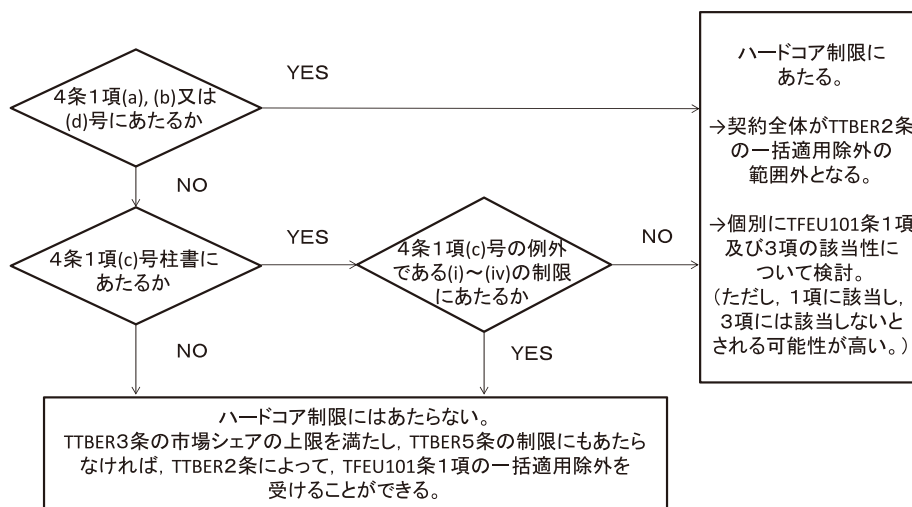


図3 TTBER 4条1項のハードコア制限のイメージ図

センシーにのみ制限が課される場合は、ハードコア制限にはあたらない。

したがって、双方に制限が課される場合と、ライセンサー自身の技術の利用による製造販売に制限を課す場合が、ハードコア制限にあたることになる(103項)。これらの場合には、競争事業者間の合意によって、市場への流通量が抑制されることになるからである。

3) 市場・顧客の割り当て

TTBER 4条1項(c)号は、市場又は顧客の割り当てをハードコア制限として挙げる²²⁾。

ただし、以下の(i)~(iv)号のものは、ハードコア制限から除外される(TFEU101条1項の一括適用除外を受ける)。

(i)号：非双方向的契約において、ライセンサー及び/又はライセンシーに課される義務であって、①相手方当事者のために留保されている排他的地域において、ライセンスされた技術権利を用いて製造することを禁止するもの、及び/又は、②相手方当事者のために留保されている排他的地域又は排他的顧客グループに対して、積極的又は消極的に販売することを禁止するもの。

「積極的販売」とは、相手方の要望なく送付するeメールを含むダイレクトメールなどによって、個別の顧客に積極的にアプローチすることや、特定層・特定地域の顧客をターゲットとしたメディアやインターネット等による宣伝広告によって、当該層・地域の顧客に積極的にアプローチすることをいう。

「消極的販売」とは、販売者側から要請したわけではないのに、個別の顧客が注文してきた場合に、これに応じて販売等することをいう²³⁾。

(ii)号：非双方向的契約において、当該ライセンシー以外のライセンシーのためにライセンサーが割り当てた排他的地域又は排他的顧客グループに対して、当該ライセンシーが積極的に販売することを制限すること。ただし、排他的地

域又は排他的顧客グループの割り当てを受けて保護されている「当該ライセンシー以外のライセンシー」が、ライセンサーの競争事業者²⁴⁾の場合には、(ii)号にあらず、一括適用除外を受けることができない。

(iii)号：ライセンシーは、自己使用のためのみ、契約製品を製造することができるという制限。ただし、ライセンシーは、ライセンシーの製品のためのスペアパーツとして、積極的・消極的に契約製品を販売することが制限されてはならない。

したがって、契約製品が最終製品のための部品である場合に、この(iii)号の制限が契約に含まれていれば、ライセンシーは、当該部品を、自己の最終製品に組み込むためにのみ製造することが許され、原則として当該部品を第三者に販売することはできない。ただし、ライセンシーは、当該部品をスペアパーツとして販売することはできる。

この自己使用は、captive useと呼ばれ、(iii)号のような制限は、captive use restrictionと呼ばれる。

(iv)号：非双方向的契約において、ライセンスが、特定の顧客のための代替的な供給源を作るために付与されるものである場合に、ライセンシーは、当該特定の顧客のためにのみ、契約製品を製造することができるという制限。

4) ライセンシー自身の技術の利用制限、及び、研究開発の制限

TTBER 4条1項(d)号は、①ライセンシーが自己の技術権利を利用することの制限、及び、②いずれかの契約当事者の研究開発に対する制限を、ハードコア制限として挙げる²⁵⁾。

ただし、ライセンスされたノウハウが第三者に漏洩することを防止するために不可欠な場合には、研究開発に対する制限も許容される。

(2) 非競争事業者間のハードコア制限

TTBER 4条2項の(a)号～(c)号に、非競争事業者間のハードコア制限が列挙されている。

1) 価格制限

TTBER 4条2項(a)号は、契約当事者が第三者に製品を販売するときの価格に対する制限を、ハードコア制限として挙げる。ただし、競争事業者間の場合と異なり、非競争事業者間では、実質的に固定価格又は最低価格の指定とならない限り、最高価格の設定又は推奨価格の提示は認められる。

2) 販売地域・顧客の制限

TTBER 4条2項(b)号は、ライセンシーが消極的に契約製品を販売することができる地域・顧客についての制限を、ハードコア制限として挙げる。

ただし、以下の(i)～(v)号のものは、ハードコア制限から除外される(TFEU101条1項の一括適用除外を受ける)。

(i)号：ライセンサーのために留保されている排他的地域又は排他的顧客グループに対する消極的販売の制限。

(ii)号：ライセンシーは、自己使用のためにのみ、契約製品を製造することができるという制限。ただし、ライセンシーは、ライセンシーの製品のためのスペアパーツとして、積極的・消極的に契約製品を販売することが制限されてはならない。本号は、TTBER 4条1項(c)号の例外の(iii)号と同様である。

(iii)号：ライセンスが、特定の顧客のための代替的な供給源を作るために付与されるものである場合に、ライセンシーは、当該特定の顧客のためにのみ、契約製品を製造することができるという制限。

(iv)号：卸売り段階で営業するライセンシーが、エンドユーザーに販売することに対する制限。

(v)号：選択的流通システムのメンバーが、

認定を受けていない業者に対して販売することに対する制限。

3) 選択的流通システムにおける制限

TTBER 4条2項(c)号は、選択的流通システムのメンバーであり、小売り段階で営業するライセンシーが、積極的又は消極的にエンドユーザーに販売することに対する制限を、ハードコア制限として挙げる。ただし、選択的流通システムのメンバーが、認定を受けた営業所以外の場所で営業することを禁止することは除かれる。

3. 4 TTBER 5条の制限 (TTBER 2条の一括適用除外の対象外)

本稿3. 1 (6)項で前述したとおり、TTBER 5条には、TTBER 2条の一括適用除外の対象外となる制限が列挙されている。これらの制限は、イノベーションの意欲を阻害する弊害が大きいと考えられるためである。

TTBER 5条1項は、ライセンシーの改良技術についての譲渡義務・独占的²⁶⁾ライセンス義務(アサインバック・独占的グラントバック)²⁷⁾、及び、不争義務²⁸⁾を定める条項は、TTBER 2条の一括適用除外の対象外となるとしている。

TTBER 5条2項は、非競争事業者間の契約において²⁹⁾、(i)ライセンシー自身の技術権利の利用を制限すること、又は、(ii)当事者の研究開発を制限すること、を定める条項は、TTBER 2条の一括適用除外の対象外となるとしている。ただし、上記(ii)の条項については、ライセンス対象のノウハウが第三者に開示されることを防ぐために不可欠である場合には、一括適用除外の対象となる。

4. おわりに

以上のとおり、本稿では、ライセンス契約に関係する具体的な事案の検討の前提となる、EU競争法の法令・ガイドライン等の基本的な枠組みを紹介した。

技術ライセンスに関連するEU競争法については、とりわけ、①TFEU、②TTBER、③技術移転契約ガイドラインの3つが重要である。

枠組みの理解としては、TTBERの一括適用除外を受けるためには、TTBER 3条の市場シェアの上限以下であることは必要条件であって十分条件ではないことや、市場シェアの上限を超えても、直ちに違法になるわけではなく、TFEU101条 1項及び3項の該当性を検討する必要があることなどが重要である。また、TTBER 4条のハードコア制限に該当すると一括適用除外を受けることはできず、違法となる可能性が高いので、競争事業者・非競争事業者のそれぞれのハードコア制限は避けるようにすべきである。

個別の事案の検討にあたっては、技術移転契約ガイドラインに詳細な説明があるので、必ず参照されたい。

注 記

- 1) 「知的財産の利用に関する独占禁止法上の指針」第2の1、公正取引委員会、平成28年1月21日改正。
- 2) 日本の独占禁止法に相当する法。
- 3) 例えば、競争法についてのEU特有の目的として、単一市場 (single market) の維持・促進がある。すなわち、EUは、域内の障壁をなくして物、サービス、労働力及び資本の移動を自由することを理念としており、この理念が競争法にも影響している。そこで、EU加盟国間での市場分割などについては、厳しく審査され得る。もっとも、ライセンスの地域制限が必ずしも違法となる訳ではなく、例えば、ライセンシーを保護することによって、ライセンス技術を製品化するためにライセンシーが追加の投資をすることを促し、技術の普及やイノベーションや競争を促進する効果を有する場合などには、認められ得る (技術移転契約ガイドライン194項参照)。
- 4) 理事会規則1/2003の2条。なお、1962年の規則17の下では、欧州委員会のみが個別の契約に対して3項に基づく適用除外を認める権限を有し

ていたが、理事会規則1/2003によりその制度は廃止され、現在は事業者が自らTFEU101条の適合性を判断するようになっている。

- 5) TFEU101条 3項の適用に関するガイドライン (OJ [2004] C 101/97) の35項。
- 6) TFEU102条とライセンス契約に関する文献として、日本知的財産協会国際第2委員会第2小委員会、「欧州連合 (EU) における知的財産権の活用と欧州競争法との関係の研究」 (『知財管理』Vol.60 No.10, 2010) がある。
- 7) なお、TFEU101条 3項によって、TFEU102条の適用を免れることはできない (技術移転契約ガイドライン179項)。
- 8) たとえば、パテントプールに関する契約 (その設立・運営に関する契約や、パテントプールによるライセンス契約) は、TTBER 2条の一括適用除外の対象にはならないが、技術移転契約ガイドライン4. 4節には、パテントプールと競争法に関する欧州委員会の見解が記載されている。
- 9) De Minimis通知14項には、同通知8～11項に記載される市場シェア上限値のセーフ・ハーバーは、一括適用除外の対象外のカテゴリーの契約の場合や、TTBER 5条の契約条項のような、一括適用除外の対象外とされるいわゆるexcluded restrictionの場合に関連する旨、記載されている。
- 10) なお、この要件についても、本稿2. 4(6)項のTFEU101条及び102条の加盟国間の取引への影響についてのガイドライン (OJ [2004] C 101/81) が関連する。
- 11) 知的財産権法と競争法の関係については、技術移転契約ガイドラインにも詳しい記載がある。たとえば7項には、「両方の法典は、消費者利益と効率的な資源配分の促進という共通の基本目的を有している。……知的財産権と競争の両方が、イノベーションを促進して、その競争的な利用を確保するために必要なものである。」と記載されている。また8項には、知的財産権を取得するためにはリスクを取って先行投資することが必要なことから、失敗プロジェクトがあることも考慮して、成功プロジェクトにより取得した知財からの正当な利益回収を妨げないことで、イノベーションのインセンティブを阻害しないようにするべきである旨も記載されている。
- 12) ただし、必ずしも図2の矢印の順序で検討する

本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

- 必要があるという趣旨ではない。
- 13) 技術移転契約ガイドライン69～74項参照。
 - 14) 一部、意識・抄訳した点があるので、個別の事案で該当性を検討する場合には、原文を参照されたい。
 - 15) 特に、一括適用除外の対象となる技術移転契約が、「2つの事業者間」の契約に限定されている点に注意が必要である。
 - 16) 通常は、1～2年の期間とされている（技術移転契約ガイドライン34項）。
 - 17) 一般論としては、競争事業者間の契約は、非競争事業者間の契約よりも、カルテルに結びつきやすく、競争に対するリスクが高いとされる。競争事業者と非競争事業者との区別については、技術移転契約ガイドライン27～39項にも解説がある。
 - 18) 理論上はTFEU101条1項及び3項の個別検討をすることになるが、実際は、ハードコア制限は、競争に対する悪影響が典型的に大きいので、101条1項該当・3項不該当となる可能性が高い。
 - 19) 日本のガイドラインでも「最も基本となる競争手段に制約を加えるもの」とされ、黒条項に指定されている（前掲注1）の文献の第4の4(3)）。
 - 20) 日本のガイドラインでは灰色条項に指定されている（前掲注1）の文献の第4の5(2)）。
 - 21) 日本のガイドラインでは、製造・販売量の上限を定めることは灰色条項に指定されている（前掲注1）の文献の第4の3(2)イ及び4(2)ア）。
 - 22) 製造・販売についての地域制限は、日本のガイドラインでは、EUと異なり、白条項に指定されている（前掲注1）の文献の第4の3(2)ア及び4(2)ア）。他方、販売先制限は、日本のガイドラインでも灰色条項に指定されている（前掲注1）の文献の第4の4(2)イ）。
 - 23) 技術移転契約ガイドライン108項及び「垂直制限についてのガイドライン」(OJ [2010] C 130/1) 51項。
 - 24) 「競争事業者」か否かの判断基準時は、ライセンサーと「当該ライセンサー以外のライセンサー」
- との間のライセンス契約の締結時である。
- 25) 日本のガイドラインでも、ライセンサーの研究開発活動の制限は、ノウハウ流出の防止のために第三者との共同研究開発を制限する場合を除き、黒条項に指定されている（前掲注1）の文献の第4の5(7)）。また、公正取引委員会の「独占禁止法に関する相談事例集（平成20年度）」事例3では、ライセンサーの研究開発の制限についても、拘束条件付取引にあたるおそれがある旨回答されている。
 - 26) 「独占的ライセンス」(exclusive licence) とは、ライセンサー自身も実施できなくなるものをいう（TTBER1条1項(p)号）。したがって、TTBER5条1項の独占的グラントバックは、元の技術移転契約でのライセンサーが、改良技術について、元の技術移転契約のライセンサー又はライセンサーが指定する第三者に対して独占的ライセンスを付与して、元の技術移転契約のライセンサーは実施できなくなる場合をいう。
 - 27) 日本のガイドラインでも「原則として不公正な取引方法に該当する」(黒条項)とされている（前掲注1）の文献の第4の5(8)）。
 - 28) 契約相手方の知的財産権の有効性を無効審判などにより争ってはならない義務。ただし、独占的ライセンスにおいてライセンサーが当該ライセンスに係る技術権利の有効性を争った場合に技術移転契約を終了させる旨の規定は除かれる（すなわち、一括適用除外の対象となる）。なお、日本のガイドラインでもライセンス技術に係る権利についての不爭義務については、「無効にされるべき権利が存続し、当該権利に係る技術の利用が制限されることから、公正競争阻害性を有するものとして不公正な取引方法に該当する場合もある」(灰色条項)とされている（前掲注1）の文献の第4の4(7)）。
 - 29) 競争事業者間の場合には、ハードコア制限にあたる（TTBER4条1項(d)号）。

(原稿受領日 2016年4月11日)